

福島県発注の工事における最低制限価格等の見直しについて

平成25年9月2日

入札監理課

1 最低制限価格等の見直し

- 最低制限価格等は工事の品質確保を図ることを目的に設けていますが、平成25年5月16日に行われた国における低入札価格調査基準価格の見直しを踏まえ、契約価格の適正化を一層推進する観点から、最低制限価格、評価基準価格及び調査基準価格の見直しを行います。
- 今回の見直しは工事が対象になります。
- 水準については従来水準から概ね2%程度引き上げた水準（予定価格の概ね87%から92%程度）とします。
スケールメリットや工法等によるコスト削減の可能性を考慮し、これまでと同様に工事の規模が小さいほど水準を高くします。

2 実施時期

- 平成25年9月10日以降に起工する工事から対象となります。
- 対象となる工事については、入札公告の「入札に付する事項」に、対象工事であることを平成25年12月の公告の案件まで明示しています。

3 公表

- 最低制限価格等の設定方法や金額については、従来どおり非公表です。

4 失格基準の見直し

- 最低制限価格等の見直しに伴い、総合評価方式の低入札価格調査の失格基準を以下のとおり変更します。
 - ・現場管理費の基準割合の0.7を0.75に変更。
 - ・一般管理費の基準割合の0.45を0.5に変更。
- 総合評価方式の施工体制事前調査の失格基準も以下のとおり変更します。
 - ・一般管理費の基準割合の0.45を0.5に変更。
- 平成25年9月10日以降に起工する工事から対象となります。